

# 平成 21 年度税制改正（法人税関係）について 《中小企業関係税制》

中小企業関係税制について、主に次のような改正が行われました。

## 1 中小企業者等の法人税率の特例（措法 42 の 3 の 2）

### <改正の内容>

中小法人等の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率が 22% から 18% に引き下げられました。

(注1) 中小法人等とは、次の法人をいい、次の 2 において同じです。

- ① 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除きます。）
- ② 公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等並びに認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人及びマンション建替組合をいいます（措合 27 の 3 の 2 ②）。）
- ③ 協同組合等（法人税法第 2 条第 7 号に規定する協同組合等をいいます。）
- ④ 人格のない社団等

(注2) 協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率は、単体制度と同様に、年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率が 23% から 19% に引き下げられました（措法 68 の 8）。

## 2 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法 66 の 13）

### <改正前の制度の概要>

法人の平成 4 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、原則として法人税法第 80 条第 1 項《欠損金の繰戻しによる還付の請求》の規定を適用することができないこととされていました。

### <改正の内容>

平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、上記の不適用措置の対象から中小法人等の欠損金額が除外されました。したがって、中小法人等においては、欠損金の繰戻しによる還付の請求の規定を適用できることとなりました。

### 【欠損金の繰戻しによる還付の請求（法法 80①）】

青色申告書である確定申告書を提出する法人は、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰戻して法人税の還付を請求することができる制度です。この制度の適用を受けるためには、次の①から③のいずれにも該当する必要があります。

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること
- ② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること
- ③ 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること

☞ この制度の適用を受けるためには、欠損金額が生じた事業年度の確定申告書を期限内に提出し、かつ、その提出と同時に、納税地の所轄税務署長に所定の事項を記載した還付請求書を提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、欠損金の繰戻しによる還付請求書の様式は、国税庁ホームページに掲載しています。【<http://www.nta.go.jp>】

（「申告・納税手続」 - 「税務手続の案内」 - 「法人税」 - 「[手続名] 欠損金の繰戻しによる還付の請求」）

